

佐賀県第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布する。

平成30年7月10日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第26号

佐賀県第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づく第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(採捕の数量等の報告者)

第3条 法第17条第3項の都道府県の規則で定める者は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- (1) 定置漁業
- (2) 共同漁業
- (3) 入漁権に基づく共同漁業
- (4) 中型まき網漁業
- (5) 太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会又は瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「広域漁業調整委員会」という。）が承認した沿岸くろまぐろ漁業
- (6) 佐賀県漁業調整規則（昭和45年佐賀県規則第38号。以下「漁業調整規則」という。）第7条第1号に規定する小型まき網漁業
- (7) 漁業調整規則第7条第3号に規定するごち網漁業
- (8) 漁業調整規則第7条第4号に規定するしき網漁業
- (9) 漁業調整規則第7条第6号に規定する刺網漁業
- (10) 漁業調整規則第7条第10号に規定するしいらづけ漁業
- (11) 漁業調整規則第7条第12号に規定する固定式刺網漁業
- (12) 漁業調整規則第7条第15号に規定する小型定置網漁業
- (13) 前各号に掲げる漁業以外の漁業でくろまぐろ又はまあじを採捕するもの

(知事に対する報告事項)

第4条 法第17条第3項の規定により知事に報告する事項は、同項に規定する農林水産省令で定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 採捕の数量等の報告者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 採捕に係る漁業の免許番号及び船名又は船舶の許可番号（広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業にあっては、承認番号）

及び船名

(3) 採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗の採捕にあつては、移送用の仮生けす等に入れた日）
（採捕の数量等の報告の方法）

第5条 法第17条第3項の規定による報告は、次の表の第1欄に掲げる第1種特定海洋生物資源について、同表の第2欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日ごとに当該日が属する月に陸揚げされた当該第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第4欄に掲げる期限までに採捕の数量等の報告書（様式）を提出して行わなければならない。

第1種特定海洋生物資源	期間	集計日	提出期限
くろまぐろ	漁獲可能量による管理の対象となる1年の期間（以下「漁獲可能量管理期間」という。）	月の末日	当該月の翌月の10日まで
まあじ			当該月の翌々月の末日まで

- 2 知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に採捕の数量等の報告書を提出して行わなければならない。
- 3 前項の採捕の数量等の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第5条関係）

定置漁業以外の漁業を営む者が自ら報告する場合

<p style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） （免許を共有する場合又は共同経営で許可を受けている場合にあっては、代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">採捕の数量等の報告書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等 等下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">免許番号又は許可番号</th> <th style="width: 10%;">号</th> <th style="width: 40%;">船名</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1種特定海洋生物資源</td> <td></td> <td>陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日）</td> <td style="text-align: center;">採捕の数量 (kg)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">くろまぐろ</td> <td style="text-align: center;">30kg未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30kg以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">まあじ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	免許番号又は許可番号	号	船名		第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日）	採捕の数量 (kg)	くろまぐろ	30kg未満			30kg以上			まあじ			
免許番号又は許可番号	号	船名																	
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日）	採捕の数量 (kg)																
くろまぐろ	30kg未満																		
	30kg以上																		
まあじ																			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 3 免許を共有する場合にあっては免許を共有する者、共同経営で許可を受けている場合にあっては共同経営者は、代表者に対して、当該代表者が当該免許を共有する者又は当該共同経営者に代わって規則第4条に定める報告事項を報告することを書面で委任し、これを添付すること。

定置漁業以外の漁業を営む者のうち、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する組合員が漁協を代理人として報告する場合

年 月 日

佐賀県知事 様

組合名
組合長氏名 ⑩

採捕の数量等の報告書

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等を下記のとおり報告します。

記

くろまぐろ小型魚（30kg未満）

氏名	住所	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日）	採捕の数量（kg）
		号			
		号			

くろまぐろ大型魚（30kg以上）

氏名	住所	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日）	採捕の数量（kg）
		号			
		号			

まあじ

氏名	住所	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）
		号			
		号			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
3 採捕の数量等の報告者である組合員は、その所属する漁協の長に対して、その所属漁協が当該組合員に代わって規則第4条に定める報告事項を報告することを書面で委任し、これを添付すること。

定置漁業を営む者が自ら報告する場合

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

⑩

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
(免許を共有する場合又は共同経営で許可を受けている場合にあつては、代表者の氏名)

採捕の数量等の報告書

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等をお記のとおり報告します。

記

免許番号又は許可番号	号	船名	
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日(くろまぐろの養殖用種苗にあつては、移送用の仮生けす等に入れた日)	採捕の数量(kg)
くろまぐろ	30kg未満		
	30kg以上		
まあじ			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 免許を共有する場合にあつては免許を共有する者、共同経営で許可を受けている場合にあつては共同経営者は、代表者に対して、当該代表者が当該免許を共有する者又は当該共同経営者に代わって規則第4条に定める報告事項を報告することを書面で委任し、これを添付すること。

定置漁業を営む者のうち、漁協に所属する組合員が漁協を代理人として報告する場合

年 月 日

佐賀県知事 様

組合名
組合長氏名 (印)

採捕の数量等の報告書

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量等を下記のとおり報告します。

記

くろまぐろ小型魚 (30kg未満)

氏名	住所	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げした日 (くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日)	採捕の数量 (kg)
		号			
		号			

くろまぐろ大型魚 (30kg以上)

氏名	住所	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げした日 (くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生けす等に入れた日)	採捕の数量 (kg)
		号			
		号			

まあじ

氏名	住所	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げした日	採捕の数量 (kg)
		号			
		号			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 - 3 採捕の数量等の報告者である組合員は、その所属する漁協の長に対して、その所属漁協が当該組合員に代わって規則第4条に定める報告事項を報告することを書面で委任し、これを添付すること。